

暮らしのお知らせ

お知らせ

生活・仕事相談会を開催
します

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。【要事前予約】

開催日時

9月9日(火)
10月14日(火)

①午前10時

午前10時50分

②午前11時

午前11時50分
の2回

開催場所

総合福祉センター「ハピネス」

申込期限

開催日前日の午後3時まで
に電話、FAX、メール
で予約してください。

相談料

無料

申込先・実施主体

自立相談支援事業所
「かみかわ生活あんしん

センター

〒078-8231

旭川市豊岡1条2丁目

1-16

☎0166-38-8800

FAX 0166-33-0021

メール

anshin@kamikawa19.hokk

aido.jp

その他

相談開始時間確認等の
ため、センターにより電
話連絡することがありま
す。

お知らせ

自転車の交通ルールが変
わりました
令和6年11月1日から
改正道路交通法が施行

道路交通法の改正によ
り、令和6年11月から自
転車運転中にスマート
フォン等を使用する「な
がら運転（ながらスマ
ホ）」の罰則が強化さ
れ、また、「自転車の酒
気帯び運転」が新たに罰

則の対象となりました。

▼自転車運転中における「ながら運転（ながらスマホ）」に対する罰則

○主に交通事故を発生さ
せるなど、交通の危険
を生じさせた場合

1年以下の拘禁刑また
は30万円以下の罰金

○右記以外で、走行中携
帯電話等を手で持って
通話したり画面を注視
した場合

6か月以下の拘禁刑ま
たは10万円以下の罰金

▼自転車の酒気帯び運転
等に対する罰則（新設）

○自転車の酒気帯び運転
をした場合

3年以下の拘禁刑また
は50万円以下の罰金

○自転車の飲酒運転をす
る恐れがある者に対し
自転車を提供し、その
者が自転車の酒気帯び
運転をした場合

3年以下の拘禁刑また
は50万円以下の罰金

○自転車の飲酒運転をす
る恐れがある者に対し
酒類を提供した場合

又は自転車の運転者が
酒気を帯びていること
を知りながら、自転車
で送迎等を依頼し同乗
した場合

2年以下の拘禁刑また
は30万円以下の罰金

また、令和8年4月か
ら信号無視や一時不停
止、車道の右側通行、歩
道通行などの自転車違
反113種類に対し、「交
通反則通告制度（青切

符）（※）」が適用され
ます。

※交通反則通告制度と
は、違反者が反則金を納
めれば刑事罰が科されな
い制度

対象となる年齢は16
歳以上で反則金額は原付
バイク違反と同等になり
ます。自転車の交通ル
ルを遵守して事故にあわ
ない・事故を起こさない
よう気を付けましょう。

■お問い合わせ

町民生活課 生環境係

☎4・2511

内線112

名寄警察署下川駐在所

☎4・2042

運転免許証更新時講習 (9月1日から9月18日まで)

駅前交流プラザよろーな

■違反運転者講習(2時間)

9月8日(月)午後7時

■初回運転者講習(2時間)

9月11日(木)午後2時

■一般運転者講習(1時間)

9月11日(木)午後5時30分

9月18日(木)午後2時

■優良運転者講習(30分)

9月8日(月)午後6時

9月11日(木)午後1時

9月18日(木)午後1時

下川交通防犯センター

■優良運転者講習(30分)

9月1日(月)午後1時